

会津若松市上下水道局物品購入等及び委託業務等発注基準

(平成 19 年 12 月 28 日決裁)

(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

(平成 25 年 8 月 20 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

(令和 6 年 1 月 23 日決裁)

(令和 6 年 9 月 17 日決裁)

(令和 8 年 6 月 29 日決裁)

会津若松市上下水道局の物品の購入又は修繕の発注、並びに委託業務のうち、測量、設計及び印刷業務（以下「測量業務等」という。）に係る発注、並びに測量業務等以外の委託業務（以下「一般委託等」という。）に係る発注、並びに物件の借入れ及び電力供給に係る発注の場合であって、制限付一般競争入札の方式により発注するものは、会津若松市物品購入等及び委託業務等発注基準（平成 19 年 12 月 7 日決裁）の例による。この場合において、同基準の次の表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

I 総則	会津若松市（以下「市」という。）	会津若松市上下水道局（以下「上下水道局」という。）
II 発注方式 公募型指名競争入札	市長	上下水道事業管理者
II 発注方式 随意契約	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に該当する場合	地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 13 第 1 項に該当する場合
II 発注方式 制限付一般競争入札 3 入札の参加申込み	市 会津若松市建設工事等電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）及び会津若松市印刷業務電子入札実施要領（令和 8 年 6 月 29 日決裁）	上下水道局 会津若松市上下水道局建設工事等電子入札実施要領（平成 25 年 8 月 16 日決裁）及び会津若松市上下水道局印刷業務電子入札実施要領（令和 8 年 6 月 29 日決裁）
II 発注方式 制限付一般競争入札 4 入札保証金	会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号）	会津若松市上下水道事業契約規程（平成 8 年会津若松市水道部管理規程第 10 号）
II 発注方式	会津若松市財務規則第	会津若松市上下水道事業契約規

制限付一般競争入札 6 設計図書等の閲覧(1)	118 条	程第 20 条
Ⅱ発注方式 制限付一般競争入札 6 設計図書等の閲覧(3)	市長	上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）
Ⅱ発注方式 制限付一般競争入札 6 設計図書等の閲覧(4)	市長	管理者
Ⅱ発注方式 公募型指名競争入札 2 その他	会津若松市公募型指名競争入札実施要領	会津若松市上下水道局公募型指名競争入札実施要領
第 1 号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第 2 号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第 3 号様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

附 則

この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告及び指名通知を行う委託業務に係る契約から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市水道部委託業務発注基準の規定は、平成 25 年 10 月 11 日以後に入札公告を行う測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行う測量業務等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行った測量業務等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市上下水道局物品購入等及び委託業務等発注基準の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松市上下水道局物品購入等及び委託業務等発注基準の規定は、令

和 6 年 11 月 1 日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。